

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

申立期間当時は実家の家業を手伝っており、特に給料はもらわなかったが、国民年金保険料の納付は父が行ってくれていたはずであり、申立期間の3か月だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が3か月と短期間で、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当時申立人家族の生活状況に大きな変化があったとは認められないことから、申立期間に限って保険料が納付されなかったとは考え難い。

また、申立人の昭和36年度及び37年度の国民年金保険料が、昭和38年5月及び同年6月に過年度納付されていることを考慮すると、申立人の保険料を実際に納付していたとするその父親は、申立人の保険料を未納にしないように努めていたと認められる。

さらに、申立人は、昭和57年11月から61年3月までの国民年金任意加入期間を含め、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで
昭和49年ごろ、市役所から特例納付の書類が来たので、市役所で国民年金の加入手続を行い、5万円ぐらいの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和50年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した43年4月25日（後に、同年4月30日に訂正）にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、50年12月は、第2回の特例納付が実施されていた時期である。

また、申立人が特例納付したと記憶している5万円という金額は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和50年12月の時点において申立人が特例納付することが可能である43年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、第2回の特例納付における納付可能期間ではない上、48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される50年12月の時点において、時効により過年度納付することもできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月1日から44年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を43年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から44年8月1日まで
昭和42年10月にA社B支店に入社し、45年3月まで継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の証言により、昭和42年10月1日から48年1月31日までA社に継続して勤務していたことが推認でき、申立期間のうち、43年2月1日から44年7月31日までの期間について、同社C支店からの回答及び提出された「退職慰労金計算書」により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和44年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る 43 年 2 月から 44 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月 1 日より前の期間については、元同僚の証言により、申立人の A 社における勤務の実態は推認できるものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、このほか厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

昭和43年3月にA社(B店)に入社し、同年10月のC店オープンに伴い、関連会社のD社に転勤した。社会保険庁の記録では、同年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に転勤先で再取得となっているが、転勤の前後は継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、昭和43年3月22日からA社及び関連会社のD社に継続して勤務し(同年10月1日にA社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、事業主の所在も不明で供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

昭和43年3月にA社(B店)に入社し、同年10月のC店オープンに伴い転勤した。社会保険庁の記録では同年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に転勤先で再取得となっているが、転勤の前後は継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、昭和43年3月22日からA社に継続して勤務し(同年10月1日に同社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、事業主の所在も不明で供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 20 年 4 月に社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間について確認したところ、A社に係る申立期間①について脱退手当金が支給されているとの回答があった。脱退手当金を受け取っていないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

また、B社には会社の人に誘いをうけて、同社C営業所に経理事務員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金は、申立期間①に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年7か月後の昭和 38 年 1 月 24 日に支給決定が行われていることから、A社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、脱退手当金支給決定日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間②については、B社（本社）に勤務していた元同僚、申立期間②当時の事業主の妻の証言により、申立人がC市に存在したB社の営業所に一人で勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間についての証言は得ることができなかつた上、申立期間②当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間②に係る事務担当者は判然とせず、当時の事情を聴取できる同僚もいないことから、勤務実態は不明である。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②前後において健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない上、当該事業所では、保存期限が過ぎているため、申立期間②当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿）を廃棄しており、このほか、申立期間②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年4月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年8月1日から20年4月15日まで

昭和17年3月にA社(19年8月にB社へ社名変更)に就職し、20年4月15日にC大空襲で被災するまで継続して勤務していた。同時期に就職し、同種の業務に従事し、同時期に帰郷した同窓生2名の厚生年金保険の被保険者記録は、17年6月1日から20年4月又は8月まで継続しているにもかかわらず、自分の被保険者記録のみ18年8月1日までとなり納付できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚2名は、「申立人とは同時期にA社に就職し、同種の業務に従事していたが、昭和20年4月15日のC大空襲で被災し、一緒に帰郷した。」と供述しているところ、両名の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立人の資格取得日と同日である17年6月1日から20年4月又は8月まで継続していることが確認できる。

また、申立人の勤務状況についての経過説明が具体的で文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿については、申立人及び元同僚の厚生年金保険被保険者台帳の「20.4.15(焼失)32.10.9認定」との記載により、昭和20年4月15日のC大空襲により焼失したと推測

され、現存する被保険者名簿については、復元又は書換え後の名簿であると
考えられるが、資格取得日順に記載されておらず、訂正も多い上、破れて氏
名等が確認できないページがあるなど、適正に復元及び管理された記録とは
言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いこと
の原因としては、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者
名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名
簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がい
ずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人ら
にこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及
び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年
金保険の記録は、戦災により名簿が焼失した後に書き加えられた可能性が相
当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこ
と等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における
厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 4 月 15 日とすることが妥当
であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部
を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円
とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保
険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落
が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考
慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できな
い案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきで
あるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年7月から同年10月までの期間は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から11年11月5日まで

平成8年4月からA社（本社はB県C市）に正社員として入社した。勤務地はD社E店（B県F市）2階にテナントとして出店していた「G」（婦人靴販売）である。給与は月末締め翌月10日払いで、厚生年金保険料及び雇用保険料を給与から控除されていた。給与が振り込まれていた預金通帳の額と標準報酬月額に大きな差があり納得できないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合であることから、申立人の平成11年7月から同年10月までの標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成11年7月から同年10月までの期間は一致していないものの、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年5月から11年6月までの期間については、給与支払明細書等の資料が無く、このほか申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料も見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 51 年 7 月まで
昭和 48 年 8 月に 20 歳になってから 51 年 8 月に厚生年金保険に加入するまでの申立期間については、母が国民年金の加入手続を行い、地区の婦人会の集金で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 4 月 2 日に A 村（現在は、B 市）に払い出されていることが確認できることから、申立人がこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳及び B 市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 61 年 1 月 19 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その母親が行ったと主張しているが、その母親は既に他界している上、申立人は、その母親から当該加入手続及び申立期間の保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月まで

厚生年金保険の被保険者資格を喪失後の昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が未納とのことであるが、元年 4 月から保険料の納付方法が変更されたのなら分かるが、そうでないならば申立期間が未納であることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分が事業主であった会社の厚生年金保険を昭和 61 年 10 月にやめた後、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、その記憶は曖昧である上、社会保険庁のオンライン記録により、当該会社は、62 年 1 月 13 日に、61 年 10 月 31 日にさかのぼって厚生年金保険の全喪の処理がされていることが確認できることから、申立人は、少なくとも 62 年 1 月までは、国民年金の加入手続は行えなかったものと考えられ、申立内容に不自然さがみられる。

また、申立人は、「国民年金の加入手続後はたんと国民年金保険料を納付しており、まとめて納付したことは無い。」としているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の過年度保険料の納付書が平成 3 年 2 月 8 日に作成されていることが確認できることから、少なくともこの時点において申立人の過年度保険料に未納があったことがうかがえる上、この時点において、申立期間の保険料の大部分は時効により納付できない。

さらに、申立人は、「納付済みとなっている平成元年 4 月以降と、国民年金保険料の納付方法が変更されていないのであれば、申立期間が未納であることは考えられない。」と主張するのみで、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険

料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険加入期間との重複により還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、昭和 46 年 5 月から 50 年 1 月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されている上、A 市の国民年金被保険者名簿においても還付の記載が確認でき、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
A社に勤めていたときの、昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月までの標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて 10 万円引き下げられている。
昭和 63 年 8 月以降はまた元に戻っており、申立期間だけ低額な標準報酬月額となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録による申立期間の直前（昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月）の標準報酬月額は、事業主から提出のあった昇給記録等から推計した、当時の基本給、家族手当及び通勤手当の合計額を上回っていることから、標準報酬月額の決定の基礎となる報酬額には、時間外勤務手当等が含まれていたと推測できるところ、申立期間の標準報酬月額について、その決定の基礎となった昭和 62 年 5 月から同年 7 月の報酬額のうち、同昇給記録等から推計した、基本給、家族手当及び通勤手当の合計額が社会保険事務所の記録による申立期間の標準報酬月額に見合っていることから、このころ、一時的な時間外勤務手当等の減少若しくは支給停止があり、その結果、申立期間の標準報酬月額が下がったものと推測できるが、当時の給与明細書等の関連資料が存在しないことから、時間外勤務手当等の金額及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と勤続年数がほぼ同じ同僚 19 名の標準報酬月額も、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様に推移していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が妥当性を欠くものとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月23日から22年2月20日まで
平成20年4月に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社B工場（現在は、C社）における被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。厚生年金保険の資格喪失時及び脱退手当金の支給決定時にはD市にいたが、脱退手当金の請求も受領もしていない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和22年5月3日に支給決定が行われているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類、資格期間、支給金額、支給年月日等が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。